

個別規程 IIJ プライベートバックボーンサービス

平成 30 年 11 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(最低利用期間)

IIJ プライベートバックボーンサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ プライベートバックボーンサービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第 2 条(利用資格)

IIJ プライベートバックボーンサービスを利用するには、当社が指定する当社サービス(以下この個別規定において、「指定サービス」といいます。)の契約者である必要があります。

2 IIJ プライベートバックボーンサービス契約の契約者と指定サービスの契約者が異なる場合にあっては、全ての指定サービスの契約者の同意を得る必要があります。

第 3 条(契約の単位)

当社は、IIJ プライベートバックボーンサービスの場合にあっては、一の閉域網毎に一の IIJ プライベートバックボーンサービス契約を締結します。

第 4 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ プライベートバックボーンサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 指定サービスに係る契約が全て解除された場合には、IIJ プライベートバックボーンサービスに係る契約は解除されます。

第 5 条(料金)

契約者が、IIJ プライベートバックボーンサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ プライベートバックボーンサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 6 条(保証の限定)

IIJ プライベートバックボーンサービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 7 条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ プライベートバックボーンサービスに係る機能が制限されることがあります。

附則

平成 25 年 8 月 1 日施行

この契約約款は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

平成 26 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

2 平成 30 年 10 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ GIO プライベートバックボーンサービス契約は、IIJ プライベートバックボーンサービス契約として有効に存続するものとします。

別紙 1 IIJ プライベートバックボーンサービスにおける料金等

[第 5 条関係]

1 初期費用

細目	料金
初期費用	0 円

2 月額費用

細目	料金
基本料金	0円